

令和元年11月

会員の皆様へ

公益社団法人 日本河川協会

年会費免除ルールの明確化について

会員の皆様には、日頃から当協会の活動にご理解とご支援をいただき、厚く感謝を申し上げます。

さて、当協会の会員の皆様にお支払いいただく年会費については、入退会時期によっては免除させていただいています。しかしながら、その考え方をお示ししておらず、また規則等において明文化していないこともあわせて、一部で混乱が生じる場合があります。

このことを踏まえ、今後、会員の皆様にご迷惑をおかけしないように、会費免除のルールを次のように明確にお示しさせていただくことといたしました。

- ① ある年度（4月1日～翌年3月31日）の1月1日から3月31日までの間に新たに入会された場合には、その年度の会費を免除させていただきます。ただし、過去に入会実績のある方は除きます。
- ② ある年度の4月1日から4月30日までの間に退会された場合には、その年度の会費を免除させていただきます。

なお、②については、これまでは9月30日までに退会された場合に当年度の会費を免除しておりましたが、当年度の協会運営方針を決定する5月の総会で議決権を有する会員は、当年度の会費をお支払いいただくことが適切であるとの考え方に基づくものです。